

外部監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 28 日

社会福祉法人育心会
理事長 土谷 力 殿

公認会計士秦野晃郎事務所
監査担当 税理士 秦野 真郎



私は、社会福祉法人育心会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 会計年度の財務諸表、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について外部監査を実施しました。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することです。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示する為に理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれています。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することです。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めています。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するた

めの手続が実施されます。監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用されます。監査の目的は、内部統制の有効性についての意見表明するためのものではないが、私はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討します。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれています。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しています。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人育心会の平成 28 会計年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

利害関係

社会福祉法人育心会と私との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表等の様式等 に関するチェックリスト

平成 25 年 12 月 3 日
日本公認会計士協会

本研究報告で示すチェックリストは、社会福祉法人が社会福祉法人会計基準（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日（改正 平成 25 年 3 月 29 日）雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙）を適用して作成した財務諸表、すなわち資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）及び附属明細書並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）の様式が、社会福祉法人会計基準に準拠しているか否かを確かめるために使用するものである。

【本文における略語】

法 人：社会福祉法人

会計基準：社会福祉法人会計基準

注 解：社会福祉法人会計基準注解（「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙）

運用指針：社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）（「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日（改正 平成 25 年 3 月 29 日）雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）別紙 1）

事務連絡：「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q&A）」（平成 23 年 7 月 27 日 事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課）

研究資料：非営利法人委員会研究資料第 5 号「社会福祉法人会計基準に関する実務上の Q&A」（平成 24 年 7 月 18 日 日本公認会計士協会）